

# 第1章 地域文化施設における財団運営施設の特徴

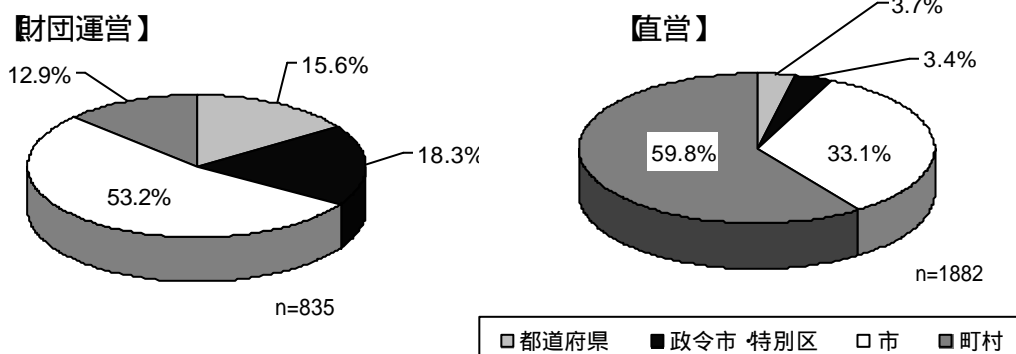
## 1. 芸術文化施設の設置状況、施設のタイプ、事業内容 直営施設との比較

### (1) 全国の芸術文化施設数

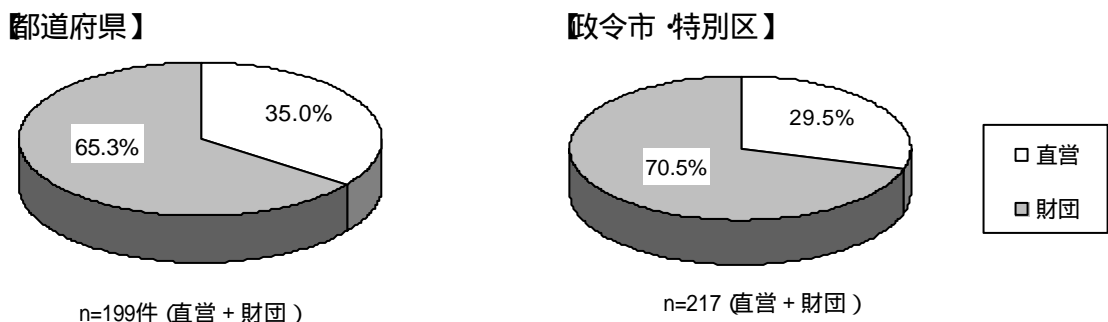
#### 直営施設・財団運営施設の割合

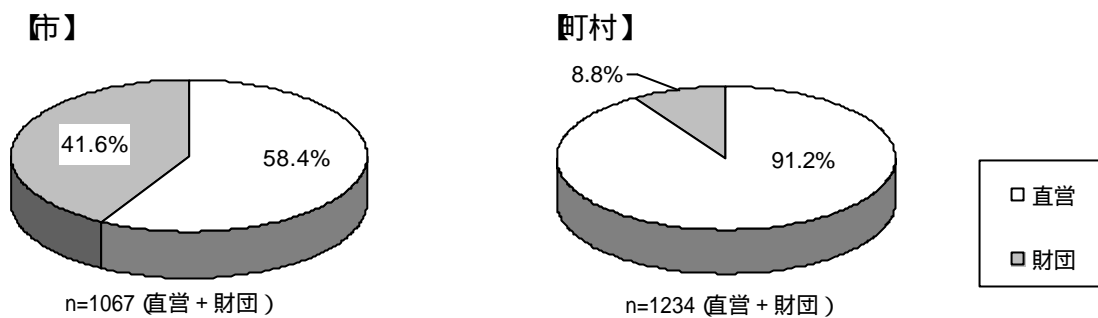
- 調査に回答した全国の公立の芸術文化施設のうち、財団が運営している施設（以下「財団運営施設」とする）は835施設、自治体が直接運営する施設（以下「直営施設」とする）は1,882施設となっている。
- 財団運営 / 直営ごとに設置した自治体をみると、財団運営施設では、「市」が53.2%と半数以上を占め、次いで「政令市・特別区」（第1章では地域コードのルールに準じ、特別区（3区）は「政令市」に分類）が18.3%、「都道府県」が15.6%、「町村」は12.9%と低くなっている。一方、直営施設では、「町村」が59.7%と最も割合が高く、「都道府県」と「政令市・特別区」の割合は5%に満たない（図表1-1）。
- これを、設置自治体ごとに財団運営施設、直営施設の割合をみると、その差は顕著である。「都道府県」、「政令市・特別区」では、財団運営の割合が高い割合を占めるが、「市」では約4割、「町村」では1割に満たない。設置自治体が、「都道府県」、「政令市・特別区」といった大規模・広域の場合は財団運営、「市」、「町村」といった基礎自治体では直営が中心となっている（図表1-2）。
- なお、設置自治体ごとの差が顕著なことに鑑み、以降の分析では、設置自治体（都道府県 / 政令市・特別区 / 市 / 町村）を基本分析基軸とし、集計分析する。

【図表 1-1 財団運営 / 直営ごとにみた設置自治体の割合】



【図表 1-2 設置自治体ごとにみた財団運営 / 直営の割合】

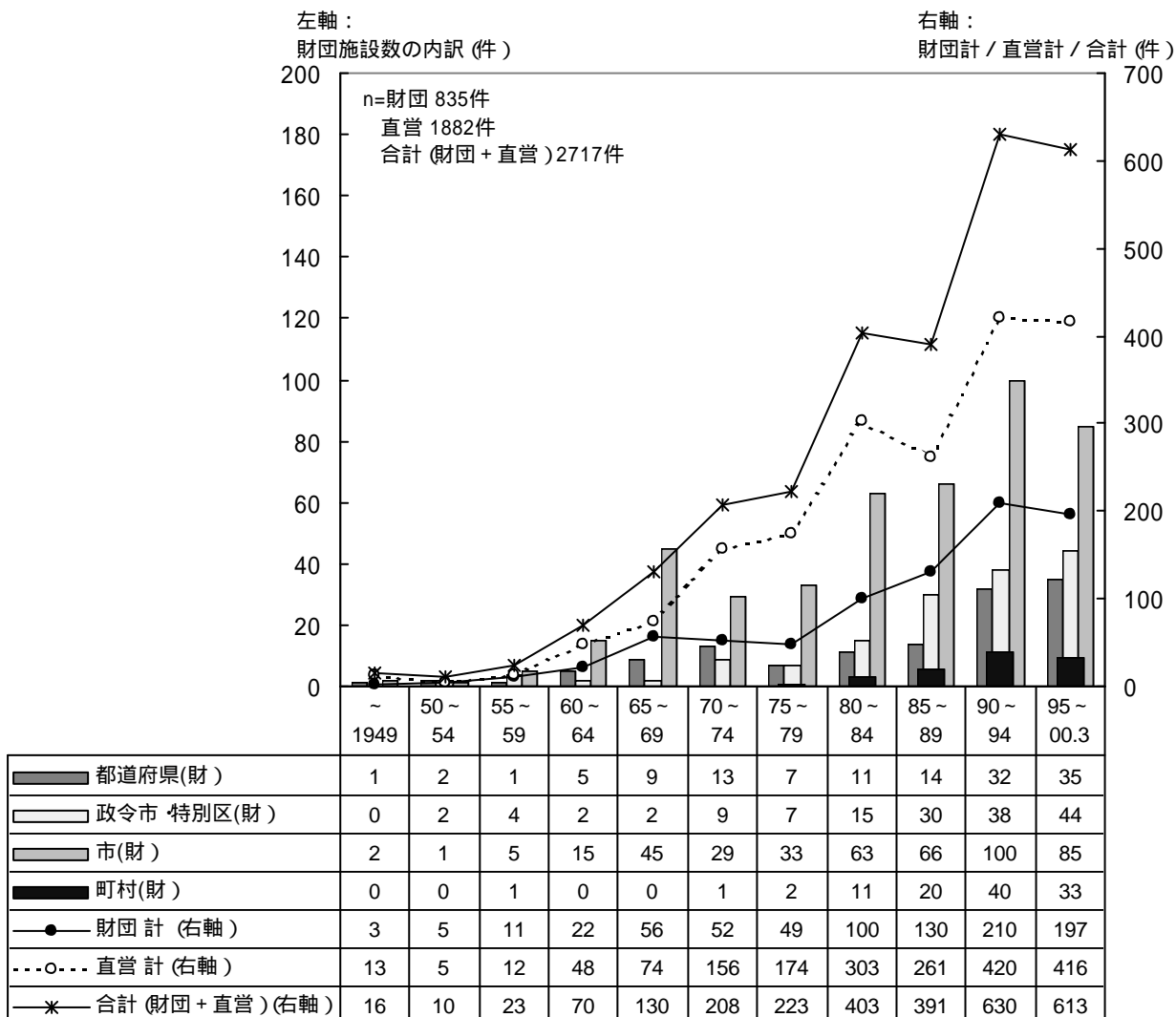




財団運営施設数の推移

- 財団運営施設を中心に、施設数の推移をみると、公立の芸術文化施設は、財団運営施設、直営施設とも、1980年代に入って急激に増え始め、90年代前半にはあわせて630の施設が開館している。財団運営施設は、80年以前は「市」と「都道府県」による設置が多かったが、80年代以降、「政令市・特別区」と「町村」の設置も多くなっている。

【図表 1-3 設置自治体別 財団運営施設数の推移】



(2) 施設のタイプ、設置自治体別にみた財団運営施設の傾向

- 施設のタイプは、財団運営、直営ともに「ホールとその複合施設」の割合が8割以上を占める(図表1-4)。
- 4つの施設のタイプのうち、施設数の多い「ホールとその複合施設」、「美術館とその複合施設」について、それぞれ設置自治体ごとに財団運営、直営の割合をみると(図表1-5)、「ホールとその複合施設」では「都道府県」で「直営」の割合が46.4%と低くなっている。一方、「美術館とその複合施設」では「都道府県」で「直営」の割合の高さ(58.0%)が顕著である。

【図表 1-4 財団運営 / 直営ごとにみた施設のタイプ】

財団運営 / 直営		施設のタイプ			
		ホールとその複合施設	美術館とその複合施設	練習場とその複合施設	創作工房とその複合施設
財団運営	施設数 (n=835)	717	98	108	55
	%	85.9%	11.7%	12.9%	6.6%
直営	施設数 (n=1882)	1566	250	97	123
	%	83.2%	13.3%	5.2%	6.5%

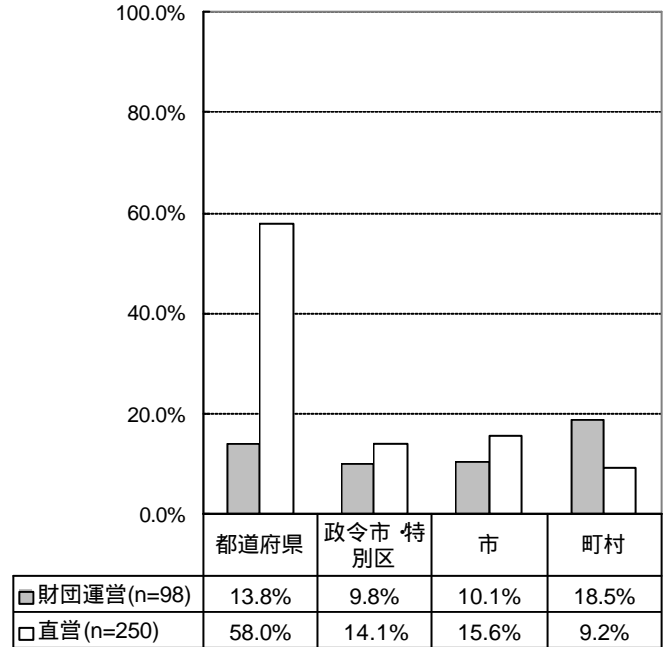
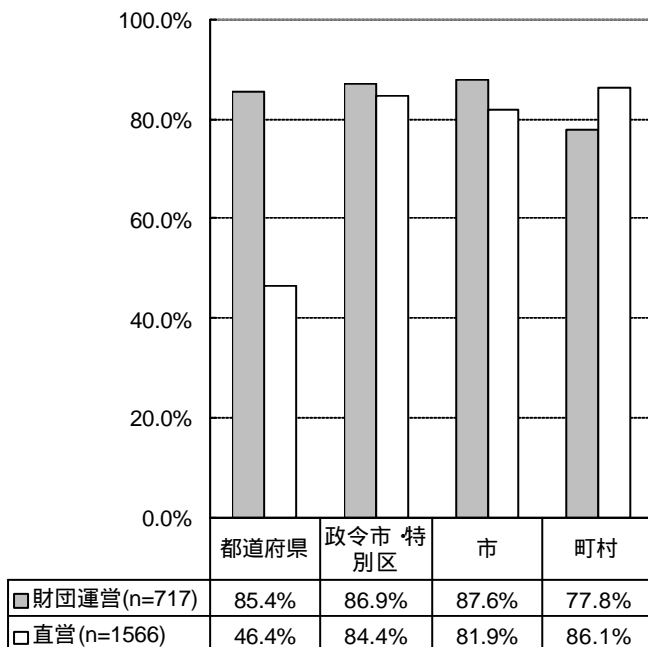
\* プロパー職員数は、常勤職員数の内数

\* %の母数は、財団運営、直営それぞれの施設数

【図表 1-5 施設のタイプ別、設置自治体別にみた財団運営 / 直営の割合】

【ホールとその複合施設】

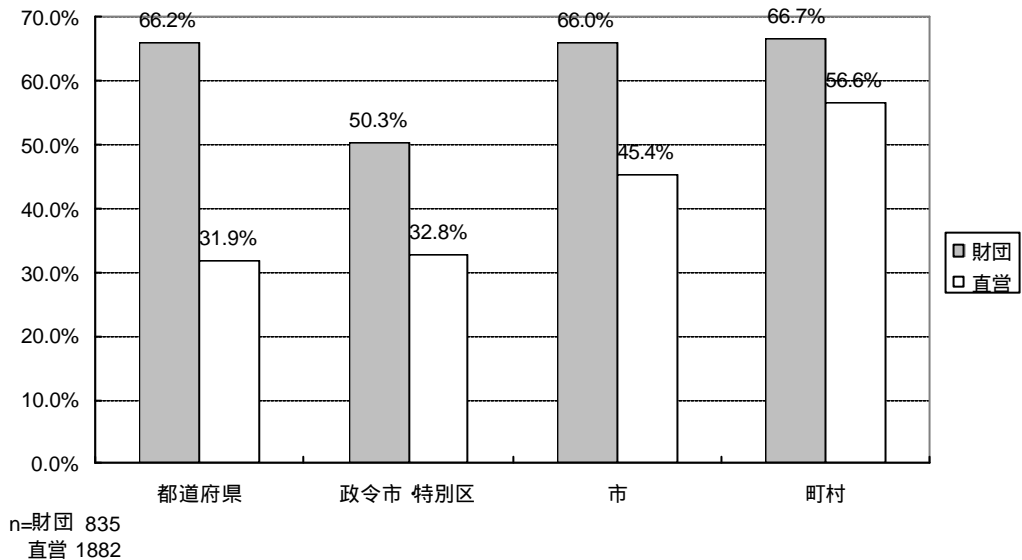
【美術館とその複合施設】



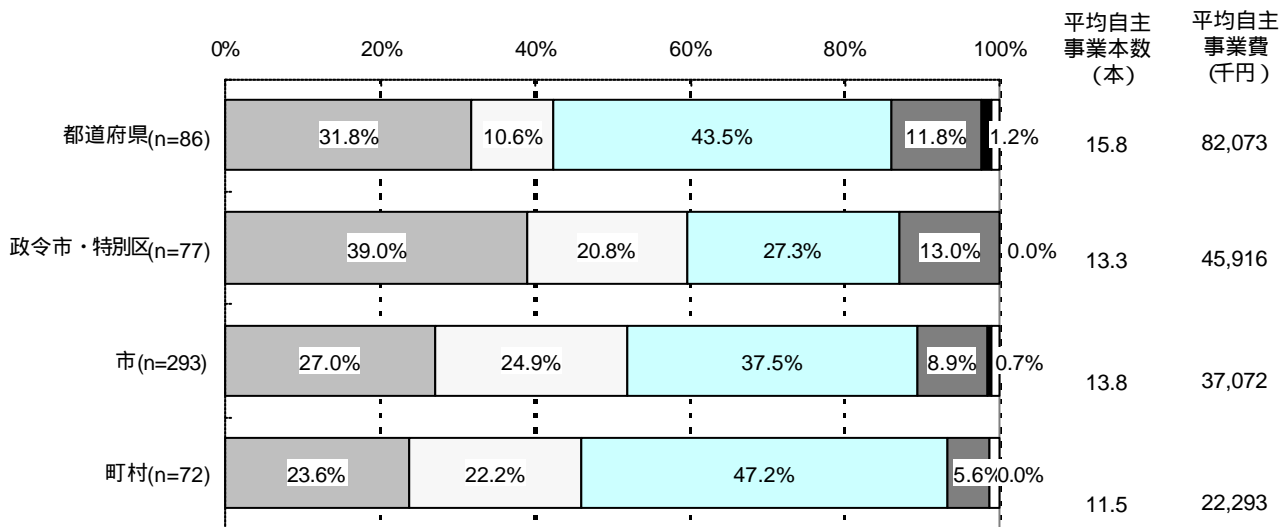
(3) 自主事業の実施状況

- 財団運営 / 直営ごとに自主事業の実施状況をみると、設置自治体区分に関わらず、財団運営で自主事業の実施率が高くなっている。また、実施率が最も高いのは、財団運営、直営とも「町村」である(図表1-6)。
- 財団運営施設について、自主事業を実施している場合の自主事業本数、自主事業費を設置自治体別にみると、年間に実施する自主事業の本数は、「都道府県」、「市」、「町村」で「10~29本」の割合が最も高くなっている。平均自主事業本数でも、設置自治体区分ごとには大きな差はなく、「市」や「町村」が設置した財団運営施設で自主事業に積極的に取り組んでいる様子が窺える(図表1-7)。
- ただし、平均の自主事業費は、都道府県、政令市、市、町村の順で多くなっており、自主事業の平均本数に大差がないことを考えると、この順で多いことがわかる。

図表 1-6 財団運営 / 直営別にみた自主事業の実施状況



図表 1-7 自主事業の本数 (対象: 自主事業を実施している財団運営施設)



n=528 (自主事業ありと回答した施設数)

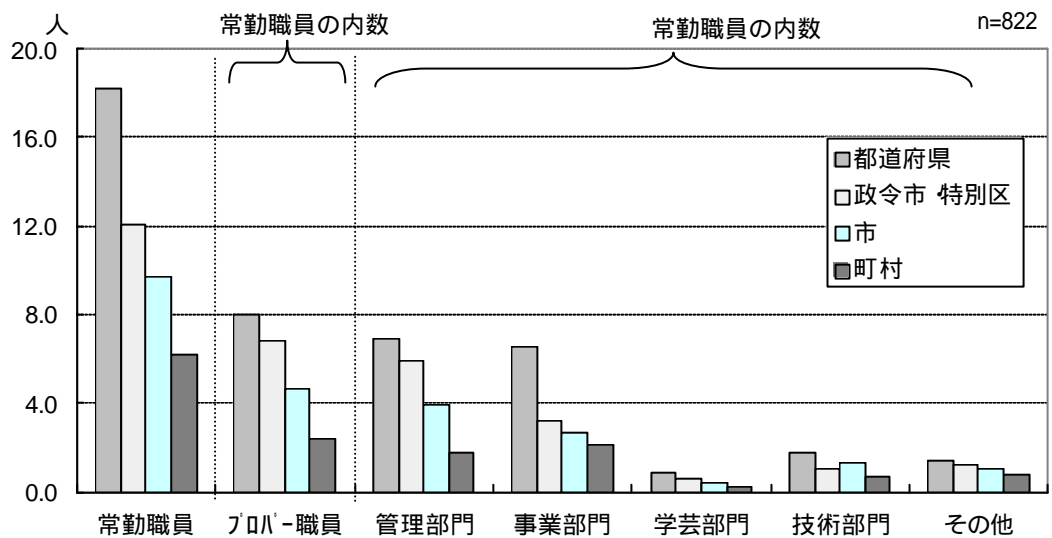
□ 1~4本 □ 5~9本 □ 10~29本 □ 30~99本 ■ 100本~ □ 無回答

## 2. 財団運営施設の職員構成、予算

### (1) 職員構成

- 財団の常勤職員の構成を、設置自治体別にみると、「都道府県」、「政令市・特別区」、「市」、「町村」の順に「常勤職員」、「プロパー職員」の数は多い傾向がある。常勤職員数に占めるプロパー職員の割合は、「政令市・特別区」が56.2%と最も高く、他は5割に満たない。
- 「政令市・特別区」では、「管理部門」の人数と「事業部門」の人数の開きが大きい。

図表 1-8 常勤職員数の内訳 - 平均値



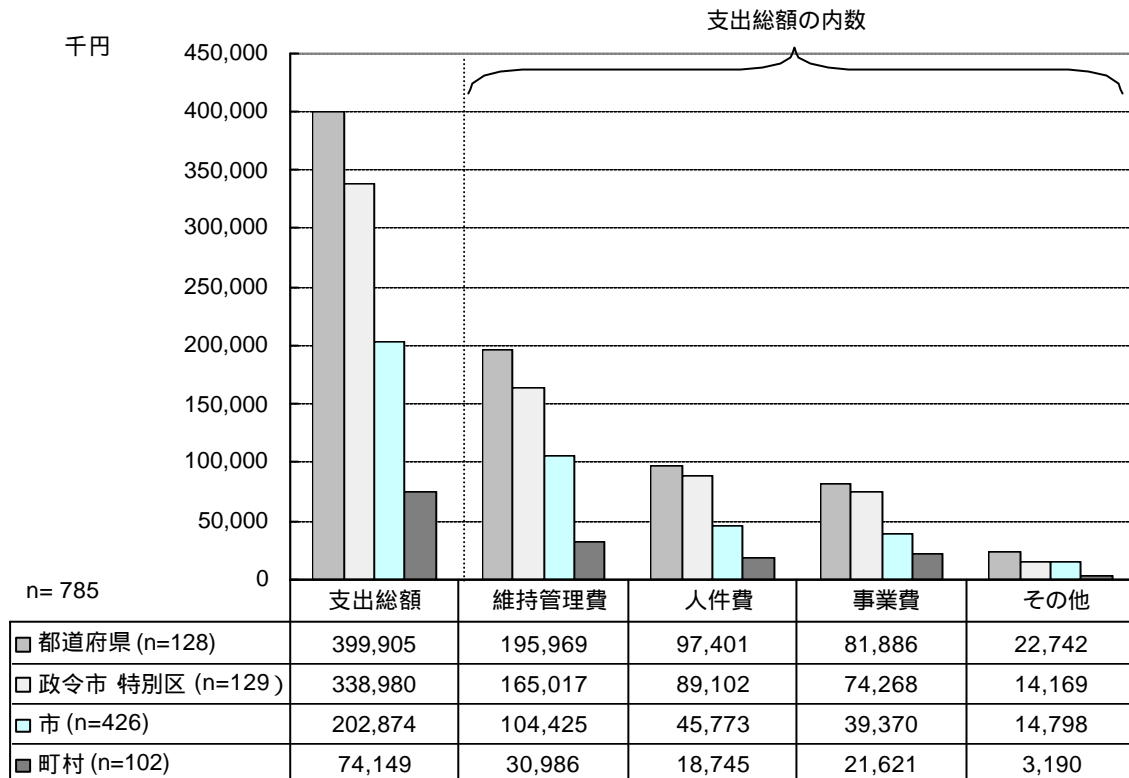
設置自治体	常勤職員 (単位:人)						
	プロパー職員 (プロパー率)	管理部門	事業部門	学芸部門	技術部門	その他	
都道府県 (n=129)	18.2	8.0(44.0%)	6.9	6.5	0.9	1.8	1.4
政令市 特別区 (n=149)	12.1	6.8(56.2%)	5.9	3.2	0.6	1.0	1.2
市 (n=438)	9.7	4.6(47.4%)	3.9	2.7	0.4	1.3	1.0
町村 (n=106)	6.2	2.4(38.7%)	1.8	2.1	0.2	0.7	0.8

- \* プロパー職員数は、常勤職員数の内数。
- \* 調査票は、管理部門、事業部門、学芸部門、技術部門、その他、の5つの部門の合計が常勤職員数になるよう設計されているが、回答の中には、空欄がゼロなのか無回答なのかの判断ができないケースや合計が一致しないケースがある。
- \* したがって、平均値算出にあたっては空欄の扱いは次のとおりとしたため、部門別の職員数の合計は常勤職員数の平均値と一致しない。
  - すべての項目が空欄のものは無回答として計算対象外
  - 一部の回答欄に記入がある場合は、空欄の回答欄をゼロとみなし、計算対象
- \* 学芸部門に職員がいる施設は106件 うち74件が「美術館とその複合施設」である。74件の学芸部門の職員数の平均は、4.3人である。
- \* なお、常勤職員数がゼロの施設も件数があるが、それらはいずれも町村設置の施設である。

(2) 運営費の構成

- 支出総額については、設置自治体区分ごとに見ると差が大きい。また、「都道府県」と「政令市 特別区」では、「維持管理費」が多くなっており、管理・運営する施設規模が大きいほど維持管理費は多くなると考えられる(図表1-9)。
- 収入総額については、「設置自治体からの委託費」では、「都道府県」が最も多く、「設置自治体からの補助金」、「自主財源」では、「政令市 特別区」が多くなっている(図表1-10)。

【図表 1-9 施設運営費の支出内訳 - 平均値】



\* 金額は、平成11年度決算の数値。

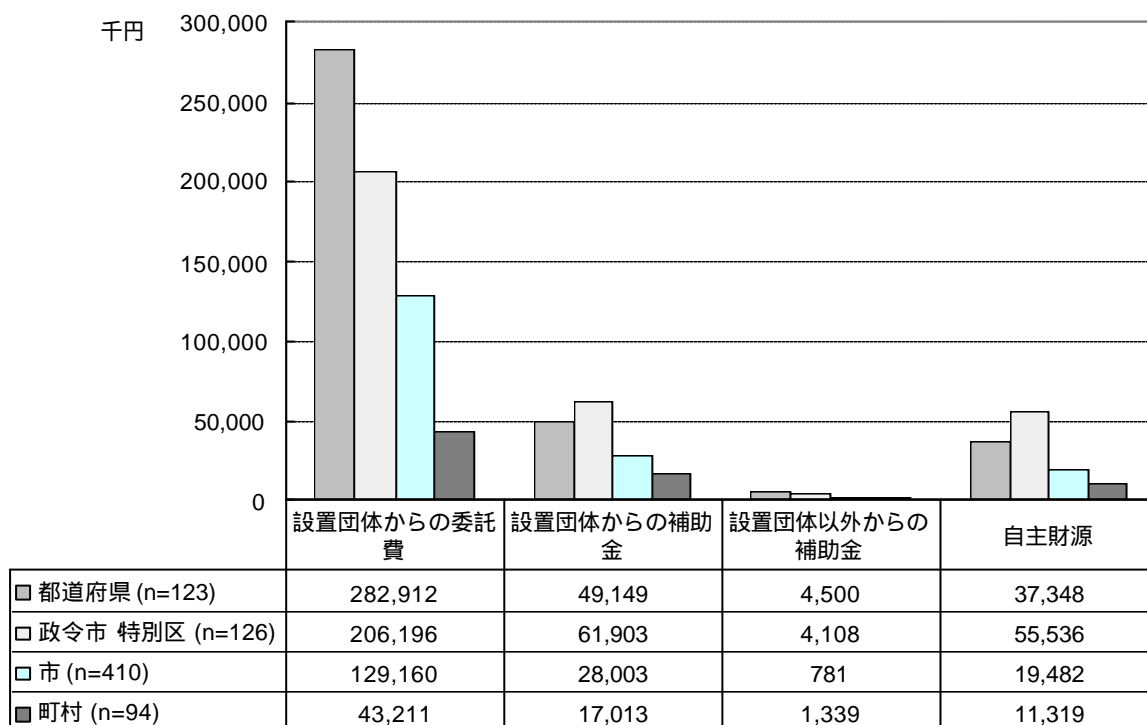
\* 調査票は、維持管理費、人件費、事業費、その他、の4項目の合計が支出総額になるよう設計されているが、回答の中には、空欄がゼロなのか無回答なのかの判断ができないケースや、合計が一致しないケースがある。

\* したがって、平均値算出にあたっては空欄の扱いは次のとおりとしたため、維持管理費、人件費、事業費、その他の合計は支出総額の平均値と一致しない。

・すべての項目が空欄のものは無回答として計算対象外

一部の回答欄に記入がある場合は、空欄の回答欄をゼロとみなし、計算対象

【図表 1-10 設置自治体別 施設運営費の収入内訳 - 平均値】



\* 金額は、平成11年度決算の数値。

\* 調査票は、設置自治体からの委託費、設置自治体からの補助金、設置団体以外からの補助金、自主財源、の4つの項目の合計を収入総額とし、収入総額は支出総額と同じになるよう設計されているが、回答の中には、空欄がゼロなのか無回答なのかの判断ができないケースや合計が一致しないケースがある。

\* したがって、平均値算出にあたっての空欄の扱いは次のとおりとしたため、維持管理費、人件費、事業費、その他の合計は支出総額の平均値と一致しない。

・すべての項目が空欄のものは無回答として計算対象外

一部の回答欄に記入がある場合は、空欄の回答欄をゼロとみなし、計算対象